

別紙

諮問第1667号

答 申

1 審査会の結論

「〇年〇月〇日〇、〇〇駅〇付近で拾得された猫に関する書類（〇〇警察署生活安全課作成のもの）」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日〇、〇〇駅〇付近で拾得された猫について作成された拾得物件預り書、物件処分書、その他この件について作成された文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年3月31日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年12月15日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年11月16日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月27日（第215回第三部会）から令和6年1月29日（第217回第三部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結

果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件非開示決定に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、〇〇警察署において取り扱った猫の保護事案（以下「本事案」という。）に関して、同署の生活安全課において作成された署長宛ての報告書であり、実施機関は、条例7条2号、4号及び6号に該当するとして非開示としたものである。

なお、本件開示請求に係る「拾得物件預り書」及び「物件処分書」について、実施機関は、不存在を理由とする非開示決定を別途行っているが、本件審査請求の対象ではない。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、非開示とすることは警察が猫を遺棄した犯罪の証拠隠滅を図るものであり、また、非開示理由は抽象的であって、具体的危険性がないにもかかわらず開示しないことは国民の知る権利を侵害し、民主主義を否定するものである旨主張する。

審査会が確認したところ、本件対象公文書は、本事案の猫のその後の状況について作成されたものであり、現場の状況が図面などを使用して具体的に記載されているほか、実施機関の職員の執った措置、関係者の言動などが時系列に記載されていた。これらの記載内容は、本事案の関係者の個人に係る機微な情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、これらの記載内容は実施機関において公にしていない機微な捜査情報であるとも認められ、捜査の進捗状況にかかわらず、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるため、条例7条4号にも該当する。

さらに、本件対象公文書は、その記載内容に関係者の氏名や連絡先のほか、実施

機関の職員に対する関係者の言動、説明内容を多く含むところ、これらは通常公にされることはないとの信頼関係の下でなされているものと考えられる。よって、これらを公にすることにより、実施機関に対する関係者の信頼を損ね、今後の事件事故発生時における実施機関の事実調査事務、事案解明事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当する。

したがって、本件対象公文書は、条例7条2号、4号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、峰 ひろみ